

いじめ防止基本方針

令和3年4月

富山県立南砺福野高等学校

1 基本的考え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第2条より

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。したがって、本校ではすべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することのないよう、教職員及び生徒に以下の①から⑧の認識を持たせ、いじめ防止等の対策を行います。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの禁止

本校の生徒は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法 第4条より）

(4) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 本校の現状と課題

(1) 現状

- ・地元の南砺市、砺波市、小矢部市の生徒で全体の90%を占め地域の特性から穏やかな気質の生徒が多い。
- ・携帯電話（スマートフォン）の所持率がほぼ100%である。そのほとんどがスマートフォンを使用して、インターネットに接続しており、約60%が1日あたり1～3時間程度使用している。（R2）
- ・新入生を対象に早い段階でネットトラブル防止講習会を実施している。

(2) 課題

- ・人とコミュニケーションをとることが苦手で、集団になじめない生徒が各学年に見られる。
- ・1年次には部活動加入をすすめており、部活動内の人間関係で上手くいかず悩む生徒が見られる。
- ・SNSによる個人情報に関する不適切な書き込みや、不適切な画像の掲載などが見られる。

3 いじめへの対応

(1) いじめ対策委員会

委員長 校長

委員 教頭 生徒指導主事 学年主任 教育相談主任 特別支援コーディネーター
養護教諭 関係教諭等

※必要に応じてPTAや心理、福祉の専門家（SC、SSW等）、弁護士等の外部専門家、さらに事案対応時には、関係学級担任や部活動指導者を必要に応じて追加

(2) いじめ対策委員会の役割

- ① いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ② いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、検証
- ③ 教職員へのいじめ防止基本方針の周知と対応についての共通理解、意識啓発（校内研修等）
- ④ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ⑤ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の通報先・相談窓口
- ⑥ 事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ⑦ いじめ及びいじめの疑いの事案への対応
- ⑧ いじめ重大事態の発生時の対応（必要に応じて外部専門家を加えて対応にあたる）
※いじめ重大事態の発生については、教育委員会に直ちに報告し、連携して対応
- ⑨ 本校いじめ防止基本方針の点検・見直し

(3) 未然防止

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力と素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを生徒に対して教える取組の充実を図る。

学校として特に配慮が必要な生徒（発達障害を含む障害のある生徒、性的指向・性自認に関わる生徒）へは、保護者との連携を図りながら日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

(4) 早期発見

いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多いため、学校・家庭・関係機関が連携し、疑いも含めて実態把握に努める。

- ① 生徒の声を聞く。
 - ・アンケート調査の実施（年3回）
※アンケート原本、面談記録等は生徒が卒業するまで、結果をまとめた一覧等の資料は5年間保存する。
 - ・個別面談の実施
- ② 生徒の変化に気づく。
 - ・ST等の学級活動や授業を通して兆候を見つける。
 - ・学校生活全般を通して、声かけを多くする。
 - ・生徒が相談しやすい体制を整える。（信頼関係の構築、教育相談室の周知）
- ③ 保護者と情報を共有する。（保護者会、学年懇談会等）
- ④ 関係機関との連携を図る。

(5) いじめの早期対応

いじめやいじめの疑いが認知された場合、直ちに担任、学年主任、生徒指導主事等で情報を共有するとともに、迅速にいじめを受けた生徒の安全確保を行う。同時に「いじめ対策委員会」等を活用して、詳細な事実確認に基づき早期に適切な指導等を行うとともに、家庭や教育委員会、関係機関とも連携し、組織的に対応する。

ネットいじめについては、書き込みを確認・保存し、書き込んだ生徒に削除させることや、サイトの管理者への削除要請を行うことで、拡散防止に努める。生徒の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれがあるときは、早い段階で警察と連携して対応する。

(6) いじめの再発防止

いじめの再発や類似のいじめの発生を防止する。いじめの加害者と被害者が入れ替わる、いじめの対象が変わるなどして、いじめが継続することがあることに注意する。

- ①全教職員でいじめの問題に積極的な指導を行い、人権を大切にする生徒の育成に努める。
- ②いじめを安易に解消とせず、継続して十分な注意を払い必要な支援、指導を行う。
- ③「学校いじめ基本方針」や「いじめ対策委員会」が、いじめを受けた生徒を守り、事案の解決を図る体制であることを生徒に認識させるよう努める。

(7) 地域や家庭との連携

- ①学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解と協力を得ることができるよう努める。

(入学時や各年度の開始時に学校基本方針の内容を説明する)

- ②家庭訪問や学年・学級だより等を通じて、家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ③いじめが起きた場合には、家庭との連携を密にし、協力してその解決に当たる。
- ④保護者に対して、インターネットを通じたいじめの事例を紹介するなど、情報モラルの啓発活動を行い、ネットの危険性について理解を深める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき。

(2) 重大事態の報告・調査

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会の調査に協力し、事態の解決を図る。また生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察と連携して対応する。

5 いじめ防止のための職務別ポイント

教職員等は以下の職務別ポイントを参考に、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの対策に全力をあげ、いじめを撲滅する必要がある。また、教職員の言動が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

(1) いじめ未然防止のための措置

【管理職】

- ・全校集会等でいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」卑怯な行為であり、どのような社会にあっても「いじめる側が悪い」という明快な一言を行きわたらせる。
- ・教育活動全体を通じた道徳教育及び人権教育の推進を図る。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面を積極的に設けられるような体験活動等の推進を図る。

【学級担任等】

- ・学級活動等でいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」卑怯な行為であり、どのような社会にあっても「いじめる側が悪い」という明快な一言を行きわたらせる。
- ・教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。

【情報担当教諭】

- ・生徒及びその保護者が、発信された情報の高度流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を理解し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

【養護教諭】

- ・保健だよりや学校保健委員会等で命の大切さを取り上げる。

【教育相談主任・特別支援コーディネーター】

- ・教育相談窓口を開設し、生徒に周知する。

【生徒指導部】

- ・いじめ問題について職員会議等で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解や情報共有を図る。
- ・関係機関、地域社会との情報交換や連携に取り組む。

(2) 早期発見のための措置

【管理職】

- ・いじめに関する相談ができる体制を整備する。
- ・相談体制が機能的かを定期的に調査、改善する。

【学級担任等】

- ・生徒・保護者が相談しやすい信頼関係を構築する。
- ・すべての学校活動を通して生徒の発する信号や小さな変化を見逃さない。
- ・些細なことでも学年主任や生徒指導主事に伝え、情報の共有に努める。
- ・生徒や保護者との面談を通して悩みを聞き、教育相談を行う。
- ・アンケート調査実施後は、速やかに（当日中）記載内容を担任が確認する。問題があれば、至急、学年主任及び生徒指導主事を通して管理職に報告する。

【養護教諭】

- ・保健室を訪れる生徒との雑談から変化を感じたときは、悩みを聞き、教育相談を行う。

【教育相談主任・特別支援コーディネーター】

- ・いじめとの関連が疑われる相談を受けた場合は、いじめ防止対策委員会と情報を共有する。

【生徒指導部】

- ・年3回アンケート調査を実施し、情報を把握する。
- ・早期発見のポイントを、職員に周知する。

(3) いじめに対する措置

【管理職】

- ・早期解消に向け、いじめ防止対策委員会を活用し、適切な指示を出す。
- ・教育委員会へ連絡する。（必要に応じ児童相談所、警察等に連絡する）
- ・重大事態が起こった場合は、県教育委員会と連携し、マスコミ等対応の窓口となる。

【学級担任等】

- ・いじめが疑われる行為を認知した場合は、直ちに学年主任、生徒指導主事等で情報を共有するとともに、当該生徒の安全確保を行う。
- ・被害生徒には本人の心の痛みに寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。
加害生徒には、本人の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした対応を行う。
- ・速やかに関係者から事情を聞き、正確な情報収集に努める。（得られた情報は時系列で記録に残す。）
- ・指導方針の明確化を図り、教職員間で情報交換や共通理解及びチームによる対応を行う。
- ・被害生徒の保護者、加害生徒の保護者と、いじめの事案に関する情報を共有するとともに、解消へ向けての対応策を説明し、理解を得る。
- ・ネットやいじめについては、書き込みを確認・保存し（掲示板のアドレスの記録、書き込みのプリントアウト）

ウト、スクリーンショットで保存等) 拡散防止に努める。

- ・いじめが解決した場合でも、継続して注意を払い、再発防止に努める。

【養護教諭】

- ・いじめを受けた生徒の痛みに寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。

【教育相談主任・特別支援コーディネーター】

- ・被害生徒とその保護者、加害生徒とその保護者の悩みを聞くなど、心のケアに努める。
- ・必要な場合は関連機関と連携をとる。

【生徒指導部】

- ・迅速かつ正確な事実確認と状況把握（背景も含む）をする。
- ・いじめの早期解消へ向け、指導・支援を行う。
- ・いじめを安易に解消とせず、いじめ解消後も継続して指導・観察を行う。

※いじめが「解消している」状態の判断

いじめに係わる行為が相当の期間（少なくとも3ヶ月が目安）止んでおり、被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

6 年間計画

月	対策委員会	面接・実態調査	校内研修	その他
4月	第1回いじめ防止対策委員会			学校基本方針の説明 相談窓口の開設と周知
5月		個別面談	○	PTA 総会 (保護者への啓発)
6月				
7月		アンケート調査		
8月				
9月	第2回いじめ防止対策委員会 (中間評価)			
10月				学校評議委員会
11月		個別面談	○	
12月		アンケート調査		
1月				
2月	第3回いじめ防止対策委員会 (年間評価)	アンケート調査		学校評議委員会
3月				

7 緊急時の組織的対応

